



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
12月28日
号外(5)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 人事委員会規則

- ※職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- ※職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則..... 11
- ※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 11

人事委員会規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第16号

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6高等学校等教育職給料表級別資格基準表の表備考第2項第1号ウおよび第2号ウ中「第16条の2」を「第16条」に改める。

別表第2学歴免許等資格区分表1大学卒六大学4卒の項第7号中「付属」を「附属」に改め、同項第8号中「独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看護学部(」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校(旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校および」に、「看護学部を含む。)」を「を含む。)」看護学部」に改め、同表2短大卒二短大2卒の項第6号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、」に改め、同項第7号中「海技専攻課程(海上技術コース(航海)および同コース(機関)に限る。))および海技課程専修科」を「海技課程専修科もしくは航海専科または海技専攻課程(海上技術コース(航海)および同コース(機関)に限る。))」に改め、同項第20号中「、職業能力開発大学校または職業能力開発総合大学校の専門課程」を「もしくは職業能力開発大学校の専門課程または職業能力開発総合大学校の特定専門課程」に改め、「特別高等訓練課程」の右に「ならびに職業能力開発総合大学校の旧専門課程」を加える。

別表第5の4医療職給料表初任給基準表その1医療職給料表(I)初任給基準表の表備考中「備考第1項」を「備考」に改める。

別表第6の1行政職給料表昇格時号給対応表の表中

「	26	「	25
	26		26
	27		26
	27		26
	28		27
	28		27
	29		27
	29		28
	30		28
	30		28
	31		29

31	を	29
32		30
32		30
33		31
33		31
34		32
34		32
35		33
35		33
36		34
36		34
37		35
37		35
38		36
38		36
39		37
39		37
40		38
40		38
41		39
41	39	
42	40	
42	40	
43	41	

に改め、別表第6の3研究職給料表昇格時号

給対応表の表中

24	を	24
24		24
25		25
26		25
27		26
28		26
29		27
29		27

に、

29	22	を
30	22	
30	23	
30	23	
31	24	
31	24	
31	25	
32	25	

28	21	に、
28	22	
29	22	
29	22	
30	23	

30	23
31	23
31	24

25
26
26
26
27
27
27
28

を

24
24
25
25
26
26
27
27

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に、

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
62
62
63

を

53
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61

に改め、別表第6の4医療職給料表昇格時号

給対応表その1 医療職給料表(1)昇格時号給対応表の表中

28
28
29

27
27
28

29	を	28
29		28
29		28
30		29
30		29
30		29
30		30
31		30
31		30
31		31
31		31
31		31
32		31

に改め、別表第6の4医療職給料表昇格時号

給対応表その2医療職給料表(2)昇格時号給対応表の表中

38	を	37
39		38
40		38
41		39
41		39
41		40
42		40
42		41
42		41
43		42
43		42
43		43
44		43
44		44
44		44
45		45
45		45
46		46

に改め、別表第6の5福祉職給料表昇格時号

給対応表の表中

26	を	25
27		26
28		26
29		27
29		27
30		28
30		28
31		29
31		29
32		30
32		30
33		31
33		31
34		32
34		32

に、

35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

33
34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

46
47
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52

45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51

を

に、

54
54
54
55
55

53
54
54
54
54

を

に、

56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58

55
55
55
56
56
56
56
56
57
57
57

を

に、

59

58

59
59
59
59
60

を

58
59
59
59
59

に改め、別表第6の6高等学校等教育職給料

表昇格時号給対応表の表中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37
38
39

に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56

を

45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55

に改め、別表第6の7小学校および中学校等

教育職給料表昇格時号給対応表の表中

42
42
43
43
44

41
42
42
42
43

44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48

を

43
43
44
44
44
45
45
46
46
47
47

に、

50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60

を

49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
58
59

に改める。

別表第7の1行政職給料表降格時号給対応表の表中

58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88

を

59
62
65
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92

に改め、別表第7の2警察職給料表降格時号

90
92

93
93

給対応表の表中

60
60

を

60
61

に改め、別表第7の3研究職給料表降格時号

給対応表の表中

54
56
58
60
62
64

を

54
56
59
62
65
68

に、

53	67
54	70
55	73

を

54	70
56	72
58	74

に、

56
59
62
65

を

60
62
64
66

に、

85
86
87
88
90
92
94

を

86
88
90
92
93
94
95

に、

101
102
103
104
107
110
113
116
118
120

を

102
104
106
108
111
114
117
120
121
121

に改め、別表第7の4医療職給料表降格時

号給対応表その1医療職給料表(1)降格時号給対応表の表中

50
52

52
56

56
60
64

を

59
62
65

に改め、別表第7の4医療職給料表降格時号

給対応表その2医療職給料表(2)降格時号給対応表の表中

65
66
67
68
71
74
77

を

66
68
70
72
74
76
78

に改め、別表第7の4医療職給料表降格時号

給対応表その3医療職給料表(3)降格時号給対応表の表中

24
26

を

25
26

に改め、別表第7の5福祉職給料表降格時号

給対応表の表中

53
54
55
56
58
60
62
64
66
68
70
72
73
74
75
76
78
80
82

を

54
56
58
60
62
64
66
68
69
70
71
72
74
76
78
80
81
82
83

に、

85
86
87
88
91
94
97

を

86
88
90
92
94
96
98

に、

103
106
109

104
108
112

112
117
122
127

を

116
120
124
128

に改め、別表第7の6高等学校等教育職給料

表降格時号給対応表の表中

58
60
62
64
66
68
70

を

59
62
65
68
69
70
71

に、

81
82
83
84
86
88
90
92
95
98
101

を

82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102

に改め、別表第7の7小学校および中学校

等教育職給料表降格時号給対応表の表中

50
52
54
56
59
62
65

を

51
54
57
60
62
64
66

に、

69
70
71
72
74
76
78
80
82
84
86

を

70
72
74
76
78
80
82
84
85
86
87

に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則(別表第1、別表第2および別表第5の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第17号

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

3 任命権者は、前2項の規定により難い特別の事情があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、支給の始期および終期に関し別段の定めをすることができる。

付 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第18号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号ア中「100分の102以上100分の109」を「100分の112以上100分の119」に、「100分の122以上100分の129」を「100分の132以上100分の139」に改め、同号イ中「100分の95超100分の102」を「100分の105超100分の112」に、「100分の115超100分の122」を「100分の125超100分の132」に改め、同号ウおよびエ中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号ア中「100分の46」を「100分の51」に、「100分の56」を「100分の61」に改め、同号イおよびウ中「100分の44.5」を「100分の49.5」に、「100分の54.5」を「100分の59.5」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。

